

3・7 コンテナ保安問題

3・7・1 日本

平成 24(2012)年 3 月 30 日、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が可決成立し、「日本版 24 時間ルール(海上コンテナ貨物に係わる出港前報告制度):JP24」の導入が決定した。

本制度はテロ行為等に使用される疑いのある貨物を特定し、事前に予防対策をとることを目的に、わが国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係わる積荷情報を原則として船積港を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関に報告するというもので、日本時間平成 26(2014)年 3 月 10 日午前 0 時(グリニッジ標準時:3 月 9 日午後 3 時)以降に報告期限が到来する積荷情報から開始された。

当協会は、導入時点で現場サイド(本船、ターミナル、荷主、通関業者等)に同ルールが十分浸透していないことに鑑み、物流システム幹事会のコンテナ 3 社担当者が中心となり、財務省関税局に対して弾力的な運用を求め、同局も了解していたが、その後、突然に運用が強化されたことから現場サイドに混乱が生じた。

こうしたことから、当協会は関税局に対し、現場が混乱し貿易手続上の遅延が生じないよう運用強化のタイミングに関する情報提供を求めるとともに、同ルールの懸念点について数次にわたり改善を求めた。